

# 自家発 Q & A 40

## 建築基準法による自家発電設備の点検等に関する規制

「自家発 Q & A」2019年5月、6月号では、建築基準法による「自家発電設備の設置等に関する規制」を紹介しましたが、7月号は、設置後の自家発電設備の点検等に関する建築基準法による規制について解説します。

なお、建築基準法では「自家発電設備」を「自家用発電装置」と呼称しますが、ここでは一般的に使用され、消防法でも用いられている「自家発電設備」に用語を統一しました。

**Q 1** 2019年1月号の「自家発 Q & A」でも紹介しましたが、消防用設備等の非常電源として設置される自家発電設備の点検等に関し、**消防法**では、点検の基準、点検の期間及び点検結果の記録は、自家発電設備単独のものとして具体的に定められています。

建築設備の予備電源として設置される自家発電設備の点検等について、**建築基準法**ではどのように定められているのでしょうか。

**A 1** 建築基準法には、消防法のように自家発電設備を対象とした単独の基準はありません。建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途等を規制の対象とし、この規制範囲に基づき基準が定められています。この点が消防法とは大きく異なります。

建築基準法、消防法による自家発電設備の点検等に関する規制について、その概要を17ページの**表1**に示します。

**Q 2** これ以外に自家発電設備の点検等において、建築基準法と消防法で、考え方が大きく異なる点がありますか。

**A 2** 建築基準法では、**表1**に示すとおり**民間**（※1）の建築設備に予備電源として設置される自家発電設備には、点検等に関する報告が義務づけられていますが、**国等**（※2）の

ものについては、このような義務づけはありません。

これは、予備電源だけでなく建築設備、建築物の点検報告にも当てはまります。

消防法では、このように国等と民間での規制の差は、設けられていません。

※1. 国等以外をいう。

※2. 国、都道府県及び建築主事を置く市町村をいう。

**Q 3** 国等の建築物、建築設備の点検等は、**全て建築基準法で定める基準により行われるのですか。**

**A 3** そうとも限りません。

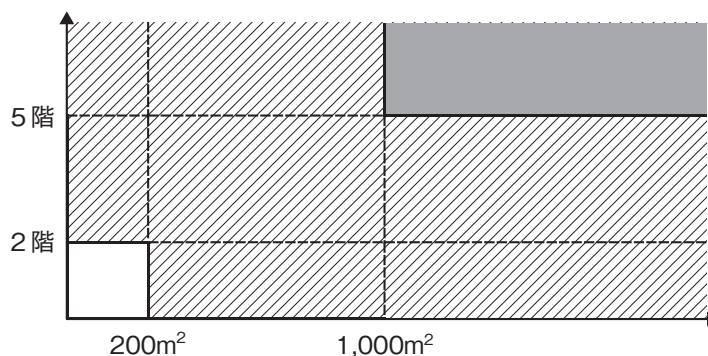
特に重要な官公庁（国家機関）の施設（建築物、建築設備等）の維持保全として、建築基準法の規制対象外の施設であって一定規模を超えるものについては、「**官公庁施設の建設等に関する法律**」（官公法）が適用されます。

官公法の適用を受ける施設に設置される予備電源である自家発電設備の点検等も、官公法に基づき定められた建築設備の基準により行うことが義務づけられています。

官公庁施設の点検に関する建築基準法と官公法の規制の関係を、17ページの**図2**に示します。

表1 建築基準法、消防法による自家発電設備の点検等に関する規制概要

	建築基準法	消 防 法
対象設備	建築設備の予備電源として設置される自家発電設備	消防用設備等の非常電源として設置される自家発電設備
点検等の基準	次の基準に基づき行う。 「建築設備の定期検査及び定期点検における項目、事項、方法及び結果の判定基準」 (平成20年国土交通省告示第285号) ・別表第2 排煙設備 ・別表第3 非常用の照明装置	次の基準、要領に基づき行う。 「非常電源（自家発電設備）点検基準」 (昭和50年消防庁告示第14号) 「非常電源（自家発電設備）点検要領」 (平成14年消防予第172号)
点検等の期間（時期）	1 国等の建築設備 (施行規則第6条の2第1項) 1年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目は3年）以内ごとに行う。 2 民間の建築設備 点検等の実施時期は規定されていない。ただし、点検報告等の時期は規定されている。	点検の実施期間が、次のとおり定められている。 (平成16年消防庁告示第9号) ・機器点検……………6月 ・総合点検……………1年
点検等の記録	次の建築設備の検査結果表に記録する。 (平成20年国土交通省告示第285号) ・排煙設備 別記第2号 ・非常用の照明装置 別記第3号	次の点検票に記録する。 (昭和50年消防庁告示第14号) 「非常電源（自家発電設備）点検票」
点検等の報告	1 国等の建築設備 点検等の報告義務は規定されていない。 2 民間の建築設備 おおむね6月から1年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目は1年から3年まで）の間隔で、特定行政庁が定める時期に、次の報告書等を用いて特定行政庁に報告する。 (施行規則第6条第1項) (平成20年国土交通省告示第285号) ・定期検査報告書（別記第36号の6） ・定期検査報告概要書（別記第36号の7）	次の防火対象物の種類に応じ、「消防用設備等点検結果報告書」（上記点検票を添付）により、所轄消防機関に報告する。 (施行規則第31条の6) ・特定防火対象物……………1年に1回 ・非特定防火対象物……………3年に1回



- 建築基準法による点検（階数が5以上かつ延べ面積が1,000m<sup>2</sup>を超える施設）
- 官公法による点検（階数が2以上又は延べ面積が200m<sup>2</sup>を超える施設）

図2 官公庁施設の点検に関する建築基準法と官公法による規制の関係